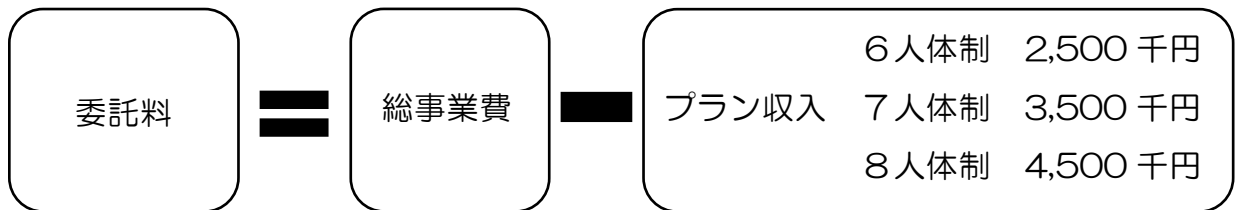


## 令和5年度地域包括支援センターの予算の考え方について

## 1 令和5年度春日井市地域包括支援センターの委託料内訳

## (1) 運営事業委託料



## 総事業費の積算内訳

人件費：(4,600 千円＋専門職加算 600 千円) × 配置すべき職員数

事務費：人件費の 10%

担当地区の 65 歳以上人口	職員体制	年間委託料 (千円)	箇所数	該当する 地域包括支援センター
9,001 人以上	8 人	41,260	2	高森台・石尾台、中部
7,501 人以上 9,000 人以下	7 人	36,540	1	西部
7,500 人以下	6 人	31,820	9	坂下、藤山台・岩成台、 高蔵寺、南城、柏原、 東部、鷹来、松原、 味美・知多

## (2) 地域協議会開催

1 センターあたり 200 千円

## (3) 家賃補助

- ① 法人が運営する他の事業所等と同一敷地外に、保有する施設以外で建物を賃借する場合

家賃の上限は年間 180 万円を限度とし、その 2 分の 1 を補助とする。

- ② 担当地域が広範囲等によりサブセンターを設置する場合  
 家賃の上限は年間 180 万円を限度とし、その4分の1を補助とする。

(4) 評価に係る加算

令和4年度評価結果に基づき、基準のいずれかを上回る評価を得たことに対し、評価に応じた加算を行う。

評価	評価基準
秀	<ul style="list-style-type: none"> <li>取組内容の評価に「◎」が3個以上</li> <li>もしくは</li> <li>業務量評価が15点以上</li> </ul>
優	<ul style="list-style-type: none"> <li>取組内容の評価に「◎」が2個以上</li> <li>もしくは</li> <li>業務量評価が10点以上</li> </ul>
良	<ul style="list-style-type: none"> <li>取組内容の評価に「◎」が1個以上</li> <li>もしくは</li> <li>業務量評価が5点以上</li> </ul>
標準	取組内容の評価が全て「○」
可	取組内容の評価に「◎」が無く、「△」がある

① 加算の対象とする評価

標準を超えた評価（秀、優、良）

② 加算額

秀 10万円×配置すべき職員数

優 7万円×配置すべき職員数

良 5万円×配置すべき職員数